

奈良県告示第三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	東吉野村	六月十二日（火）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
	吉野町	六月十三日（水）		
	大淀町	六月十八日（月）		
	下市町	六月二十一日（木）		
	黒滝村	六月二十五日（月）		
	川上村	七月十日（火）	午前十一時から 午後三時まで	
	下北山村	七月十一日（水）	午前十時から 午後三時まで	

								運搬が困難な はかり以外の 特定計量器
		大淀町				吉野町		上北山村
		火) 六月十九日(金) 六月十五日(木) 六月十四日(木) 七月十二日(
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	
		地) 大淀町役場(吉野郡大淀 町大字桧垣本二〇九〇番		番地) 吉野町中央公民館(吉野 郡吉野町大字上市一三三		南和広域医療企業団吉野 病院(吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の一)		吉野山ビジターセンター (吉野郡吉野町大字吉野 山二四三〇番地)

		下市町	
		六月二十二日 (金)	
	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	下市町役場(吉野郡下市 町大字下市一九六〇番地)

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター(奈良市柏木町二二九番地二)において行う。